

福祉三団体再編検討有識者会議
報 告 書

平成 19 年 1 月

福祉三団体再編検討有識者会議

目次

I	まえがき	1
II	武蔵野市における新たな基本理念	1
	1. 行政主導型福祉から市民主体型福祉へ	1
	2. 市民主体の「新たな公共」としての展開	1
	3. 市民本位及び創意工夫による事業運営（経営）	1
III	改革を必要とする理由	2
	1. 福祉制度の大改革への適応	2
	2. 経営改善の必要性	2
	3. 福祉サービスの質的变化への適応	2
	4. 新制度への対応	3
IV	改革の視点	3
	1. 民間特性の発揮	3
	2. 事業者間の公平の確保	3
	3. 専門機関の有効活用	4
	4. 適切な利用者負担の導入	4
	5. 新しいニーズへの挑戦	4
V	福祉三団体の改革すべき課題	5
	1. 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会	5
	2. 財団法人武蔵野市福祉公社	6
	3. 社会福祉法人武蔵野	7
VI	福祉三団体のめざすべき方向性	8
	1. 経営	8
	2. 人事	9
	3. 組織	10
	4. 事業	10
	5. 評価システム	11
VII	あとがき	11
	《資料》	
	・ 資料 1 福祉三団体再編検討有識者会議設置要綱	12
	・ 資料 2 福祉三団体再編検討有識者会議検討経過	14

I まえがき

福祉三団体再編検討有識者会議は、平成18年6月、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「市民社協」という。）、財団法人武蔵野市福祉公社（以下「福祉公社」という。）及び社会福祉法人武蔵野（以下「法人武蔵野」という。）の三団体（以下「福祉三団体」という。）の再編等の方針について武蔵野市長から諮問を受け、福祉三団体の事業、組織、財政運営等について、関係資料及び各団体職員に対するヒアリング、施設や事務局への現地視察等に基づいて総合的に分析し、これまで8回にわたって協議を重ねた。その結果、福祉三団体にはそれぞれの事業の実施、組織運営等について種々問題があり、関係する部分については早急に改善が必要であるとの結論に達したので、以下のようにとりまとめてご報告するものである。

II 武蔵野市における新たな基本理念

本有識者会議では、今後の武蔵野市の本格的な少子高齢社会、及び人口減少社会を見据えた社会福祉における新たな基本理念は、以下の三点であると考える。

1. 行政主導型福祉から市民主体型福祉へ

第一は、従来の行政主導から市民主体へと発想を転換し、行政主導型福祉から市民主体型福祉をめざすことである。すなわち、市民においては、個々の自立と社会連帯のもと、単に福祉サービスの利用者というだけでなく、その担い手としての役割の重要性についても自覚し、日ごろから健康長寿に努めるとともに「市民福祉」の推進に関わり、かつサービスの利用にあたっては適正、かつ公平に臨むことが必要である。

2. 市民主体の「新たな公共」としての展開

第二は、市においては、これまでの行政主導による施設及び在宅サービス等、各種事業の運営について、市民主体という原点に立ち返り、特定の業界や団体との関係の重視から市民主体の「新たな公共」へと転換し、地域福祉の視点に立った事業展開をめざすことである。すなわち、市が運営する施設及び在宅サービス等、各種事業に関わる情報は原則として事前に市民に開示し、その方針について合意形成を図ったうえで公共分野における官と民の役割を協議し、実施することが必要である。

3. 市民本位及び創意工夫による事業運営（経営）

第三は、武蔵野市において施設及び在宅サービス等、各種事業を実施する民間事業者においては、市民本位及び民間ならではの創意工夫による運営（経営）をめざすことである。すなわち、民間事業者が運営（経営）する施設及び在宅

サービス等、各種事業の実施にあたっては、利用者である市民の人権の尊重や自己実現を最優先し、かつ地域における社会資源としての使命感を持って務めることが必要である。

III 改革を必要とする理由

福祉三団体は市の主導により設立され、市政の補完的・代替的機能を果たしてきた。しかし、各団体とも設立以来相当の時間が経過し、社会経済状況の変化により福祉三団体のあり方が問われている状況にありながら、各団体とも運営（経営）、事業、組織等について根本的な見直しが行なれないまま、今日に至っている。

本有識者会議では、以下の理由により各団体において改革が必要であると判断した。

1. 福祉制度の大改革への適応

少子高齢化の進展や社会福祉基礎構造改革により、わが国の福祉制度は大きく転換した。しかし、福祉三団体の事業運営はその状況に対応しておらず、現状は、社会情勢の変化に立ち遅れている面がある。福祉三団体においては新しい福祉制度から、さらにその先を展望した改革が必要となっている。

2. 経営改善の必要性

市民の行政需要の多様化、人口減少時代の到来、地方分権の進展による「三位一体の改革」の影響等により、市の財政は大変厳しい状況となっており、行財政改革が求められている。市から財政援助を受けている福祉三団体についても同様に経営改善が求められているが、現状では各団体ともに必ずしも事業運営（経営）が効率的であるとはいえない状況にある。とりわけ、福祉3団体のうちの2団体が、利用者から収納した寄付金ないしは予算運用から生じた残額をそれぞれ内部資金として積み立てている状況は、一方で両団体とも市から多額の補助金の交付を受けている現状を考えると、それら積立金の金額が巨額であるだけに、その帰属と用途について市民・納税者を十分納得させるだけの説明責任が、市・当該団体双方に対して改めて求められるであろう。仮に現在の状況を容認するならば、福祉三団体のみならず市政全体が市民の信頼を失うこととなる。

3. 福祉サービスの質的变化への適応

市民の福祉ニーズが大きく変化し、それに即応した福祉サービスの提供が求められているが、その対応への遅れが見られる。かつて、福祉サービスは弱者救済を目的とした選別的サービスが主であったが、現在は全市民を対象とした

普遍的サービスにしていくことが求められている。福祉三団体の事業内容は、新しい福祉ニーズに対応しているかどうかという観点から見ると、不十分なものである。

4. 新制度への対応

平成15年の地方自治法の改正により、「公の施設」の管理については、経済効率の観点から、多様化する市民ニーズに、よりの確に対応できるよう指定管理者制度が創設された。福祉公社、法人武蔵野については、従来管理していた「公の施設」に指定管理者制度が導入された後も市から指定を受け、施設の管理を引き続き行っているところである。しかし、経済効率の観点からの改革が行われていない等、次期の指定管理者の更新に向けた準備が十分になされていない面がある。

また、平成20年度中には公益法人制度改革が予定されているため、財団法人である福祉公社においては、新制度への適切な対応が求められている。

IV 改革の視点

1. 民間特性の発揮

福祉公社、法人武蔵野の二団体の最高責任者である理事長は、現在は市助役、市職員OBである。また、常務理事、事務局長など幹部職員のほとんどは市派遣職員であり、組織運営の実態は官制組織そのものである。

二団体が民間組織の特性を発揮し、効率的な事業運営を行い、かつ市民の福祉ニーズに柔軟に対応できる組織となるためには、理事長は福祉行政に精通しているだけでは不十分である。民間事業経営の経験を持つ等、運営（経営）能力があり、高邁な福祉理念の追求者であることが望ましい。このような指導者の下、職員の意識改革を行い、民間組織としての特性を生かして、合理的、効率的、かつ効果的な組織運営を実現することが必要である。

2. 事業者間の公平の確保

各団体は介護保険等の公的制度上の事業所等を持っている。制度上の指定事業所は、介護報酬など制度上の報酬を得て事業を行っている。それらの事業所は、基本的には「市民福祉」を踏まえ、かつ市場原理も導入する等して運営（経営）されるべきであり、団体が運営（経営）している事業所に制度上の報酬以外に市からの補助金等が合理的理由なく支出されることは、事業者間の公平の原則に反するのはもとより、非効率な事業所の存在を許容することを意味する。

したがって、市側に特別の政策的な目的がある場合等を除き、そのような支

出は好ましいものではない。

3. 専門機関の有効活用

福祉三団体が運営している在宅介護支援センター、高齢者総合センター、桜堤ケアハウス、くぬぎ園等には、市派遣職員が配置され、かつ市から多額の財政支出が行われている。これらの施設は、かつて市の責任で直接運営されていたため、現在のような方式になっている。

しかし、介護保険制度が創設されてから、市内に保健福祉に関する民間の専門機関等が参入して実績をあげている現状にあっては、市が多額の財政支出を行ってまで福祉三団体が同一の事業を行う必然性はない。それらの専門機関を施設の指定管理者として指定することにより、民間の専門機関の能力、ノウハウを活用し、市民サービスの向上とともに経費の縮減を図ることが可能である。

4. 適切な利用者負担の導入

市の財政状況が厳しくなっている今日、高齢者総合センターのような福祉施設といえども、他の自治体では利用者負担制度が一般化している。高齢者を画一的に社会的、経済的弱者としてだけでとらえず、費用負担が必要な事業にあっては、高齢者に対する適切、かつ公平な利用者負担の導入を積極的に検討する必要がある。

5. 新しいニーズへの挑戦

(1) すべての子どもの安全で健全な発達が保障される地域づくり

子どもの絶対数が減少しているにもかかわらず、子どもをめぐる痛ましい事件が全国的に続発している。これは、子どもの生活環境と社会条件が荒廃していることもそのような事故を招いている遠因の一つであろう。

市内では、幸いにして大きな事件は発生していないが、家庭内における児童虐待や学校におけるいじめ等が潜在している可能性もある。現在、市内において、地域を挙げて子どもの安全と健全な発達が保障される地域づくりが急がれている。

すべての子どもの安全で健全な発達が保障される地域づくりのためにも、市民社協を中心とする地域福祉活動が重要性を増しており、特段に力を注がなければならない。

(2) 高齢者がいつまでも健康で地域の中で生き生きと活動でき、要介護、認知症になってもこのまちで安心して生活できる地域づくり

市のこれまでの取り組みにより、市内の高齢者は他の地域の高齢者と比較して、元気に活発に生活しているようである。

しかし、福祉三団体の各施設で行われてきた各種事業は、かつて先進的であったが、近年、全国的に行われている介護予防、認知症予防、高齢者の虐待防止、自立支援、健康増進といった新しい課題への取り組みという点では、消極的な取り組みも見受けられ、現状では他の自治体より遅れを取っている点がある。そのような事業を新しい視点で再構築し、活発な取り組みとしていくことが必要である。

(3) 障害者がこのまちで暮らし続けられるまちづくり

障害者総合センターの設置により、障害者に対する自立支援は大きく前進したが、現在でも障害者がこのまちで暮らし続けられる状況とはなっていない。障害者の少なくない方たちが、遠隔地の施設での生活を余儀なくされている。福祉三団体に対する市の財政支出を精査し、障害者の住宅の確保や整備・拡充、就労支援といった課題を総合的に検討し、武蔵野市は、ノーマライゼーション及びソーシャル・インクルージョン（社会的包含）を保障できる地域を目指さなければならない。

V 福祉三団体の解決すべき課題

1. 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会

市民社協は、昭和53年に社会福祉法人となり、市の地域福祉活動の中核的な存在として活動してきた。平成6年からは地域活動の単位として、地域社協（地区社協）づくりに着手し、現在、地域社協（地区社協）は13地域につくられ、地域福祉活動の中心的役割を受け持っている。

前述のように、地域福祉の新しいニーズとしては、①虐待やいじめなどに地域を挙げて取り組むなど、子どもの安全と健全な発達が保障される地域づくり、②障害者の住宅や就労を含めた新しい課題を総合的に検討し、障害者が安心して暮らし続けられるまちづくりなどが挙げられる。市民社協は、他の自治体の社協が実施している在宅サービスなどの福祉サービスの提供には消極的で、自らを「調整型社協」と位置づけているが、今後は「事業型社協」へと転換し、新しい福祉ニーズを地域福祉活動に取り込み、市から自立していくことが期待される。

市民社協の趣旨から、本来、武蔵野市民全員が会員になってもおかしくないものであるが、個人会員2,743人（平成18年3月31日現在）はあまりに少ない。地域福祉の中心的担い手として市民社協の活動が、市民にとって身近なものと感じられるものとなるため、市民社協と地域住民、NPO、ボランティアが協働し、「市民福祉」として地域福祉を推進していくべきである。

2. 財団法人武蔵野市福祉公社

福祉公社は、当時としては他に例を見ない有償在宅サービス事業を行うことを目的に、昭和55年に設立された。平成元年には財団法人として認可され、市から多くの事業を委託され、現在の事業規模は10億円を超える巨大な組織となっている。この間、各分野において多大な実績を残してきたが、その一方で、様々な社会情勢の変化に適応するための改革を怠ってきたきらいもあるため、次のような事業等においては早急に改革が必要である。

(1) 有償在宅サービス

福祉公社の有償在宅サービス事業は、高齢者が住み慣れたこの地域で生涯を全うできることを目指した全国に例を見ない事業であり、その利用者にとって安心した老後を支える有効な手段となっている。

また、この制度は利用者に質の高い生活を保障しているのみならず、わが国の公的サービスの不十分さを補完し、施設介護、入院介護などにかかるコストを節減する積極的役割を果たしている。しかし、このサービスは一般市民が利用しているミニマムサービスよりも質が高いサービスを提供するものであり、この事業に市からの財政支出が投入されることに異論が出てきていることも事実である。

しかし、幸いにもこの事業の利用者を中心に多額の寄付がなされており、基本財産を除き約4億円の積立金が福祉公社にあり、それを取り崩すとともに、福祉公社が行う他の介護サービス事業の収益を有償在宅サービス事業を維持するために充当するような仕組みに変更することが必要である。

単身高齢者が著しく増加している今日の状況から、今後、ますます家族による福祉機能の外部化が見込まれ、成年後見制度を含む権利擁護サービスのニーズが高まるものと思われる。有償在宅サービスについては任意後見契約を基調とする後見事務サービスととらえ、その内容を再構成することが福祉公社の本来のミッションとして必要である。

(2) 高齢者総合センターの改革

市からの委託事業で大きな比重を占めているものは、高齢者総合センターの運営であり、この改革は市の高齢者施策のあり方にも重大な影響を持つものである。高齢者がいつまでも健康で地域の中で生き生きと活動でき、要介護、認知症になってもこのまちで安心して生活できる地域づくりのためには、介護予防、認知症予防と自立支援、健康増進という新しい取り組みが重要である。また、介護予防に加え、高齢者のコミュニティづくりのための拠点として中核的役割を果たすことが求められている。このため、高齢者総合センターを高齢者の健康づくり、社会活動、ネットワークづくりの拠点として特化し、再編することが必要である。

現在の施設が建設された時点では、市内にデイサービス施設は少なく、高齢者総合センターがその機能を持つことが社会的に求められていた。しかし、介護保険制度が導入され、市内に数多くの通所介護事業所が生まれ、民間事業者によるサービス供給が充足している現状にあっては、高齢者総合センターに通所介護事業所としてデイサービスセンターを市が設置しておく意義は薄れている。

また、在宅介護支援センターについても、市職員を派遣して一般施策も含めて高齢者の在宅生活を支える先進的役割を果たしてきたが、介護予防を含む新たな事業展開に対応する必要がある。

(3) 公益法人制度改革

平成20年度から新たな公益法人制度が導入され、財団法人である福祉公社のあり方も見直しが迫られている。福祉公社の存在意義に立ち返って公益性の観点から事業の見直しを図る必要がある。仮に制度改革後、公益性が認められなかった場合、公益性を有することを示す呼称が使用できなくなり、社会的信用の低下や、現在の税制上の優遇措置から外れることに伴う法人税等の負担増が生じることが予想される。

一方、これまでの本有識者会議における検討の過程において、市議会に対する陳情などの市民活動や会議の傍聴の状況などから、福祉公社が残した実績に対する高い評価や武蔵野市の公の信用を背景に持つことと相乗した高い信頼が市民の中に根付いていることを強く感じることができた。

公益法人制度改革は5年の移行期間が設けられている。市民への福祉サービスに支障を来たさぬよう、この期間中に制度改革に対応できるよう、十分検討する必要がある。

3. 社会福祉法人武蔵野

法人武蔵野は、障害者総合センターの設置・運営を行うことを目的に平成4年に設立されたものであり、その後市の方針に従い、特別養護老人ホームゆとりえの建設と施設運営を市の財政援助を受けて法人の独自事業として行ってきた。

また、市が都から移管を受けたくぬぎ園の運営と市が建設した桜堤ケアハウスの運営を市からの受託事業として行ってきた。しかし、社会福祉基礎構造改革により措置から契約へと大きく社会福祉制度の舵が切られ、介護保険制度、支援費制度に続く障害者自立支援法の施行による日額制の導入など新たな仕組みが始まり、介護報酬改定により減収が予想されている。これに加えて指定管理者制度により数年後には民間事業者との競合が待ち構えている。多くの高齢者・障害者施設を運営する法人武蔵野は非常に厳しい局面に立たされている。し

かし、一方では、このように組織が肥大化したため、法人本部経費、共通経費、各施設経費と重複して市から補助を受けているような点がある。

障害者総合センターは、主として障害者の通所訓練、介護の事業を行っており、その利用者一人当たりの経費は、365日24時間の介護を受けている障害者のコストよりも高額なものとなっている。法人側の説明では、当該施設は重度の障害者に対応していることがコストを押し上げているとしているが、事業運営（経営）の効率化を図ることが急務である。

しかし、高額のコストをかけて運営されている施設の経費を削減し、効率化を図ることは容易ではない。法人の新しい経営体制を確立し、職員の意識改革を行い、利用者とその家族、関係市民の理解と協力を得て、改革を実現するためには3～5年の年月を要するものと考えられる。

幸いにして、法人の資産状況は流動資産としての預金3億7,332万円、退職引当金1億735万円、施設整備積立金1億8,290万円、人件費積立金1,000万円、合計6億7,358万円の資金をストックとして保有している（平成17年度決算）。これらの資金ストックの一部は、基本的に市補助金と事業費の差額によって生まれたものであり、本来、市に精算されるべきものを蓄積したものである。

このような現状を踏まえて、市は障害者総合センターに対する間接経費の一部の補助金を削減し、経営全体が改革されるまでの間、上記資金を活用し、事業の安定的運営（経営）を図りながらその健全化を図ることを提案する。

VI 福祉三団体のめざすべき方向性

これまで述べてきたように、福祉三団体は永きに亘って武蔵野市の福祉行政を支え、またリードしてきたものであり、「市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり」という理念の下に、福祉三団体は、今後も市と常に連携を図りながら密接に協力し合って、武蔵野市の福祉の一翼を担っていかなければならない。

そこで、本有識者会議は、福祉三団体の改革の前提として、各団体に対して市がいかにリーダーシップを発揮するかという点が重要であるということを指摘しておかなければならない。単に個別の事業の委託者と受託者の関係であったり、一定の取り決めの範囲で恒常化した補助をする側、される側ということではなく、理念を共有化するための不断の努力を強く求めるものである。

以下にいくつかの観点から改革の方向性を示すものとする。

1. 経営

福祉三団体は、市政の補完的、代替的機能を果たすために設置され、市からの委託事業を否応なく受けてきたため、収益に結びつかない事業が多いことは

事実である。このため、各団体とも運営費について市からの補助金を充ててきた。しかし、市からの受託事業からも利益を出すことは可能なはずであり、現に民間事業者は市からの委託事業を受けて利益を出している。

受託事業については、経費を削減するとともに、きちんと事業費を積算して契約すべきである。特に指定管理者として行う施設管理運営については、民間事業者との競争に耐えうるだけの経営努力が不可欠である。

補助事業として行うものについては、一定の経営努力を前提とし、最善を尽くしてもなお不足する分についてのみ補填するという考え方が基本である。

自主事業は、効率性と有効性を検討し、収益性が確保できないものは利用者負担の適正化を行い、さらに廃止を含めた見直しを行うこととし、特に介護保険事業については介護報酬に補助金の上乗せが行われることのないよう改善を図るべきである。

ただし、特別養護老人ホームゆとりえは、定員30名の小規模特養であり、定員50名以下の小規模特養の経営が困難であることは周知の事実であるので、市の補助の継続はやむを得ないと考える。

また、福祉三団体は、武蔵野市の福祉行政を支え、また、先進的な事業を試行するパイロット的な役割を果たしてきた。今後もそのような役割を担っていくことは必要であるが、時を経て民間事業者が参入するなど事業としての供給システムが成熟したときには、英断を持って廃止を含めた事業の見直しを行うことも必要である。

福祉三団体は今後も行政と一体となって武蔵野市の福祉を推進していかねばならない。このような意識がなければ民間事業者と何ら差異がなくなってしまう。

2. 人事

各団体の理事長等の役職者には、これまで主に市職員OBを登用してきたが、経営手腕に優れた人材を民間から登用することも検討すべきである。また、団体によっては、規程によって、理事長を市長が選任する仕組みとなっているものも見られるが、団体の自立性を尊重するという面から改めるべきである。

また、市の福祉施策の一端を担うという目的を遂行するために、各団体には市から職員が派遣され、団体の運営・管理に当たっているところである。今後、一層の経費節減を推進するためには、市からの派遣職員を解消し、団体固有職員に管理・運営能力の向上を促し、運営の自立化を図るべきである。そのためには、研修制度の充実・強化をはじめ、団体間の相互派遣制度も含めて人材の育成に努めなければならない。

3. 組織

福祉公社と法人武蔵野の高齢者に対するサービスについては、事業そのものはそれほど重複しているとはいえない。将来的には福祉三団体を再編すべき時がくる可能性はあるかと思うが、この1～2年で統合していくというのは時期尚早である。

ただし、各団体の抱える事業の見直しは必須であり、市と各団体間、事業所間での連携が著しく欠けているため、改善が必要である。そのためには市が大いにリーダーシップを発揮しなければならない。

また、各団体において経営の合理化、効率化と意思決定の迅速化を図るため、評議員会の構成をはじめ組織のあり方について見直しの必要性を指摘しておきたい。

4. 事業

各団体は、市からの受託事業、補助事業、独自事業をそれぞれ自ら点検し、各団体のミッションに合致しているかどうか再検討するとともに、時代の変化に適応していくために事業の見直しを行い、スクラップアンドビルドを図っていくことが必要である。場合によっては、各団体間で事業を移管することも検討してもよい。一例を挙げれば、介護保険制度の下、市内に数多くの通所介護事業所が生まれ、民間事業者によるサービスの供給が充足している状況にあって、高齢者総合センターを高齢者の健康づくり、社会活動、ネットワークづくりの拠点として特化し、それを再編するといった大胆な事業の見直しが行われてよい。

ただし、同様に福祉公社が実施する通所介護事業所である北町高齢者センターについては、市民から寄付された土地に建てられた施設であり、地域住民はそのことに共感し、ボランティアとして多くの住民が参加する施設となっていることから、市民のこのような志を尊重し、それを育てていく責任があり、市の委託事業として継続する必要がある特別の施設として位置づけることができる。

残念ながら本有識者会議の検討過程において利用者の声を直接聞く機会を設けることはできなかった。各団体が行う事業について、市民が納得するサービスを提供することができているかどうか、常に検証していく必要がある。このため、各団体は、個々の事業ごとに利用者の声を反映させる仕組みを構築する必要がある。

また、指定管理者となっている施設の運営について、それぞれの施設において福祉三団体が指定を受けることがふさわしいかどうか十分検討すべきである。特に、高齢者総合センター、くぬぎ園、桜堤ケアハウスなどの高齢者施設は、

民間事業者がより少ない経費で、かつより充実したサービスを提供できる可能性がある。

市においても、各団体が実施する補助事業が市民ニーズに適合しているか、合理的、効率的な事業実施が行われているかどうかを検証し、当該事業に対する補助の可否を検討する必要がある。たとえば、市民社協が平成13年度から市の助成を得て実施している第三者サービス評価事業は、すでに民間事業者が収益事業として実施しており、本来の社協事業に馴染まないものであり、市の補助を継続することは好ましくない。

5. 評価システム

本有識者会議が当初の予定を超過して議論を継続してきたのは、それだけ、この福祉三団体の再編が武蔵野市の今後の福祉行政に与える影響が大きいことの反映であったといえる。本有識者会議における検討の過程において、会議の傍聴や市議会に対する陳情などの市民活動が活発に行われたことは、武蔵野市の福祉にとって明るい材料である。本有識者会議終了後、市および各団体の改革が本報告書の趣旨に沿って推進されることを客観的に評価するため、市民を含む第三者による評価組織を立ち上げることを切望する。

Ⅶ あとがき

近年、福祉三団体を取り巻く社会状況は様々に変化している。本有識者会議では、現在提供している福祉サービスが社会状況の変化に対し、適応したものとなっているかどうかという視点から検討を行い、ここに議論した結果をとりまとめた。本有識者会議としては、市民や利用者のニーズがどこにあるのかを探りたかったものの、時間的な制約もあり、十分なし得なかった。

今回の答申は、市長からの諮問に応える形で、福祉三団体のあり方、今後の方向性等について、現時点でどう考えるかという内容となっている。今後、公益法人制度改革等、さらなる社会状況の変化があった場合には、サービスの低下を招かぬよう、適切、かつ迅速な対応をとってほしい。

市がこの答申を受け取った後、具体的な改革を進めるにあたっては、市民や利用者の意見にしっかり耳を傾けるとともに、市の実務担当者と福祉三団体の実務者による実質的な検討会を設置する等、市を中心として、市、福祉三団体が相互に連携しながら改革を進める体制を整える必要があるだろう。武蔵野市の福祉サービスの向上・発展に向けて不断の努力を続け、できることから速やかに改革していくことを希望する。そして、「福祉都市・武蔵野」の伝統を今後も守り育ててほしいものである。

《資料1》 福祉三団体再編検討有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市福祉保健部が所管する武蔵野市財政援助出資団体の三団体（財団法人武蔵野市福祉公社、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会及び社会福祉法人武蔵野をいう。以下「福祉三団体」という。）の再編等の方針を検討するため、福祉三団体再編検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 有識者会議は、福祉三団体の再編等の方針について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 有識者会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、有識者会議を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 有識者会議の設置期間は、平成19年3月31日までとする。

(会議)

第6条 有識者会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 有識者会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、市長が定める。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、企画政策室企画調整課及び福祉保健部生活福祉課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

別表（第3条関係）

氏 名	職
天野久美子	財団法人天誠会老人保健施設小金井あんず苑施設長
川村 匡由	武蔵野大学大学院福祉マネジメント専攻長・教授
菊池 威	亜細亜大学経済学部教授
武智 秀之	中央大学法学部教授
山本 茂夫	西水元ナーシングホーム施設長

*職は委嘱時のものである。

《資料2》福祉三団体再編検討有識者会議検討経過

回数	日程	主な議事内容
第1回	平成18年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者会議の主旨説明 ・今後の運営について ・検討課題の提示について
第2回	平成18年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回有識者会議の会議要録について ・庁内ワーキングチームの報告書について <p style="text-align: right;">【傍聴者数：2人】</p>
第3回	平成18年8月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回有識者会議の会議要録について ・提出要請のあった資料等について ・公益法人制度改革について ・指定管理者制度について ・福祉三団体に対するヒアリングについて <p style="text-align: right;">【傍聴者数：23人】</p>
第4回	平成18年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回有識者会議の会議要録について ・福祉三団体再編に関する陳情等について ・福祉三団体に対するヒアリングの実施 ・ヒアリングに対する意見交換について <p style="text-align: right;">【傍聴者数：33人】</p>
第5回	平成18年10月2日、 平成18年10月4日	<p><現地視察を実施></p> <p>武蔵野障害者総合センター</p> <p><視察施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社福)武蔵野事務局 ・ワークセンターけやき(身体障害者通所授産施設) ・ワークセンター大地(知的障害者通所授産施設) ・デイセンター山びこ(知的障害者通所更生施設) ・デイセンターふれあい(在宅障害者デイサービス施設) ・ウィズ(こども発達支援室) ・びーと(地域生活支援センター) ・あいる(障害者就労支援センター) <p>高齢者総合センター</p> <p><視察施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンター

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会活動センター ・ 補助器具センター ・ 高齢者総合センター在宅介護支援センター ・ 高齢者総合センター地域包括支援センター ・ ケアマネジャー研修センター <p>(財) 武蔵野市福祉公社 事務局 (社福) 武蔵野市民社会福祉協議会 事務局</p>
第 6 回	平成 18 年 10 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 回有識者会議の会議要録について ・ 第 5 回有識者会議の記録（現地視察結果報告）について ・ 現地視察のまとめ ・ 福祉三団体に対する意見交換について <p style="text-align: right;">【傍聴者数：13人】</p>
第 7 回	平成 18 年 11 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 回有識者会議の会議要録について ・ 有識者会議報告書構成素案について <p style="text-align: right;">【傍聴者数：21人】</p>
第 8 回	平成 19 年 1 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 7 回有識者会議の会議要録について ・ 有識者会議報告書案について <p style="text-align: right;">【傍聴者数：22人】</p>

福祉三団体再編検討有識者会議報告書

発行年月 平成 19 年 1 月

武蔵野市企画政策室企画調整課 直通電話 0422-60-1801

E-mail sec-kikaku@city.musashino.lg.jp

福祉保健部生活福祉課 直通電話 0422-60-1848

E-mail sec-seifuku@city.musashino.lg.jp